

経済成長戦略策定に係る調査・策定支援業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

経済成長戦略策定に係る調査・策定支援業務委託

(2) 業務内容

経済成長戦略策定に係る調査・策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

5,000,000円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

本業務の受託者としての条件は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに完了した業務で、同種業務の実績が1件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、「国又は自治体からの経済振興に関する計画等の策定に係る受託業務（策定に必要な調査業務を含むものに限る。）」の実績とする。

(7) 成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

提出する成果品は、原則として日本産業規格A4版（やむを得ない場合はA3版も可とする。）、文字サイズは全て10ポイント以上とし、作成した電子データを提出すること。

なお、報告書等の様式、電子データ形式等の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	成果品名	提出期限
1	長崎市経済成長戦略 (調査内容の記載を含む)	令和8年3月25日
2	長崎市経済成長戦略 概要版 (A3 見開き)	
3	その他関係資料 (調査業務で収集したデータ、個々の調査結果、策定支援業務で作成した資料、その他本業務において作成した資料)	長崎市が指定する日

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

(ア) 提案資格を満たさないこととなった場合

(イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5(3)の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和7年4月1日（火）
説明書その他資料配布期間	令和7年4月1日（火）から 令和7年5月15（木）午後5時00分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和7年4月1日（火）から 令和7年4月16日（水）午後5時00分まで（必着）
質問に対する回答期限	令和7年4月18日（金）まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和7年4月11日（金）午後5時00分まで（必着）
提案書提出要請日	令和7年4月16日（水）
提案書提出期限	令和7年5月16日（金）午後1時00分まで（必着）
ヒアリング実施日	令和7年5月23日（金）
決定・非決定通知日	令和7年5月30日（金）
見積書提出期限	令和7年6月3日（火） ※特定者に対して産業雇用政策課から連絡します。
契約締結予定日	令和7年6月6日（金）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類（第1号様式、様式ア及び様式ウ）

「公募型プロポーザル参加表明書」、「担当者連絡先」及び「業務実績調書」

(2) 提出期限

令和7年4月11日(金)午後5時00分まで【必着】

(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること)

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所14階)
長崎市 経済産業部 産業雇用政策課

(4) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年4月16日(水)

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書(様式ケ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から**令和7年4月16日(水)午後5時00分まで【必着】**

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市 経済産業部 産業雇用政策課

電話 : 095-829-1313

E-mail : sangyo@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ : 095-829-1151

(4) 質問に対する回答

令和7年4月18日(金)午後5時00分までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式コ)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ	
3	業務実績調書	様式ウ	① 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに完了した業務で、「国又は自治体からの経済振興に関する計画等の策定に係る受託業務(策定に必要な調査業務を含むものに限る。)」の実績を記載すること。 ② 受託業務の内容が確認できる書類(仕様書等の写し)及び履行の確認ができる書類(完了報告書等の写し)を添付すること。
4	配置予定者調書	様式エ	担当者ごとに作成すること。
5	参考見積書	様式オ	① 予算額を超える場合は、審査の対象としない。 ② 仕様書の「5 業務内容」の業務項目ごとに明細を記載すること。 ③ 値引き、マイナス計上をしないこと。
6	実施方針	様式カ	業務への取組体制、業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述すること。
7	実施手順	様式キ	実施手順の概要がわかる業務フローを記述する。なお、企画書で記述する調査手法等と整合を図ったものとする。
8	企画書	様式ク-1、 様式ク-2、 任意様式	様式の各項目に従って記載すること。
9		任意様式	全体スケジュールについて別紙「経済成長戦略策定スケジュール案」を参考に全体のスケジュールを記載すること。

(2) 参考見積書の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。なお、本業務に係る契約金額には、調査に必要なデータの購入費用等も含むものとする。

ただし、その取扱いは、契約金額積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準(9に記載)の一部として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは、原則として日本工業規格 A4 版とし、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合は A 3 版も可とする。なお、提案にあたっては、別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

また、各様式の所定の欄に、市から送付した参加要請書において提案者毎に指定する記号(アルファベット)を記載すること。 例) A社、B社 など

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを 9 部(うち 1 部は会社名あり、8 部は会社名なし)とし、提案書(第

4号様式)については、裏面を白紙とする。会社名なしの書類については製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと。(ページ番号を記載するなど落丁対策をすること)

また、提出書類一式(会社名あり)の電子データを提出すること。(電子データのファイル名は、(1)の提出書類の表の文書番号と書類名と同様とすること)

なお、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容も記載しないこと。

(5) 提出期限

令和7年5月16日(金)午後1時00分まで【必着】

(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること)

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所14階)

長崎市 経済産業部 産業雇用政策課(電話:095-829-1313)

(7) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。ただし、**電子データの提出方法については、長崎市と協議すること。**

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施予定日

令和7年5月23日(金)

(2) 持ち時間

持ち時間については、参加者数に応じて設定することとする。

※詳細については別途、ヒアリング予定表(様式サ)にて通知する。

(3) 出席者

2人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託候補者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書(第6号様式)により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書(第7号様式)により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 **令和7年5月30日(金)**

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとし、出席委員全員の評価の合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。また、当該合計点が最も高いものが複数いる場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を決定する。

なお、当該合計点が満点の2分の1未満の場合は、当該企画を失格とする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階

長崎市 経済産業部 産業雇用政策課 川口 平迫

電話：095-829-1313

FAX：095-829-1151

E-mail：sangyo@city.nagasaki.lg.jp